

# 一般的な医療行為に関する説明と同意について

本院では侵襲的な治療・医療行為※については、事前に書面などを用いて医師が説明します。そのような治療や検査を実施する際には、患者さんまたはご家族の署名が「説明書・同意書」に必要となりますのでご理解下さい。また医師等の説明で不明な点がありましたら遠慮なくお申し出ください。

※（例：手術・麻酔・抗がん剤治療、輸血、経静脈による造影剤を用いた検査など）

以下に記載した、一般的医療行為、いわゆる患者さんへの心身の負担が少ない検査・処置などについては、医療行為・看護介入が円滑に進められるように、説明と同意確認を口頭でさせていただき、同意書については、原則、省略しています。

意思表示が無い場合には、同意が得られたものとしませんが、同意及び留保はその後の申し出により、何時でも変更することが可能です。

必要な教育を受け、医師法に定める試験に合格した医学生も、医師の指導監督のもとで、医療行為をおこなわせていただきます。

**検査・モニター** 血液検査（動静脈）、尿・便検査、微生物検査、病理組織検査、心電図検査、脈波検査、肺機能検査、超音波検査、脳波検査、尿素呼気検査、筋電図、サーモグラフィー、皮内反応検査、アレルギー皮膚テスト、骨密度やマンモグラフィーを含むX線一般撮影、経口的X線透視撮影、造影剤を用いないCT/MRI検査、経皮酸素飽和度測定・動脈圧・呼吸換気・脳波モニター・筋弛緩モニターなどのモニター、ペースメーカー評価、心理検査、高次脳機能障害検査などのリハビリテーション評価、散瞳検査などを含む眼科検査

**処置** 痰などの吸引、胃管留置、膀胱カテーテル留置、う歯・歯周病・義歯の検査 口腔ケア、入浴・食事などの生活支援解除、褥瘡処置、血栓・塞栓予防処置

**投薬・投与** 抗がん剤・血液製剤・治療薬以外の投薬、注射、末梢動・静脈留置針挿入、皮下留置針挿入、酸素投与